

## ◆記事の内容◆

- 平成28年度 林野庁関係予算の概要 **3/29 成立**
- 平成28年度 林野庁関係予算の重点事項
- 平成28年度 国有林野関係予算の概要
- 特集 厚労省が策定した「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」



## 平成28年度 林野関係予算の概要

### 1 総括表

区分	平成27年度 当初予算額	平成28年度 概算決定額	(補正追加額)	
			補正額	補正+28
公共事業費 (対前年度比%)	1,918	1,900 (99.0)	277	2,177 (113.5)
一般公共事業費 (対前年度比%)	1,819	1,800 (99.0)	220	2,020 (111.1)
治山事業費 (対前年度比%)	616	597 (97.0)	49	647 (105.0)
森林整備事業費 (対前年度比%)	1,203	1,203 (100.0)	171	1,374 (114.2)
災害復旧等事業費 (対前年度比%)	100	100 (100.0)	57	157 (157.0)
非公共事業費 (対前年度比%)	985	1,033 (104.9)	315	1,348 (136.8)
総計 (対前年度比%)	2,904	2,933 (101.0)	592	3,525 (121.4)

(注) 1 上記のほか、農山漁村地域整備交付金に林野関係公共事業を措置している。

2 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。

### 2 東日本大震災からの復旧・復興対策(東日本大震災復興特別会計計上)

区分	平成27年度 当初予算額	平成28年度 概算決定額	(補正追加額)	
			補正額	補正+28
公共事業費 (対前年度比%)	434	304 (69.9)		304 (69.9)
非公共事業費 (対前年度比%)	69	63 (91.0)		63 (91.0)
合計 (対前年度比%)	503	366 (72.8)		366 (72.8)

[平成28年度 林野庁関係予算の重点事項]

## 林業の成長産業化・森林吸収源対策の推進

総額 2,933億円  
(2,904億円)

※各事項の下段（）は、平成27年度当初予算額

### ① 次世代林業基盤づくり交付金

- 需要に応じた低コストで効率的な木材生産・供給を実現するため、間伐・路網整備やC LT（直交集成材）等を製造する木材加工流通施設、木質バイオマス関連施設、苗木生産施設等の整備など地域の実情に応じた川上から川下までの取組を総合的に支援

61億円  
(27億円)

【補正予算】  
290億円

### ② 合板・製材生産性強化対策事業〔TPP対策（基金化）〕

- 大規模・高効率の加工施設の整備、当該施設への原料の安定供給のための間伐・路網整備等を支援

### ③ 林業の低コスト化と花粉症対策の推進

- 施業集約化に向け、航空レーザーで取得した森林情報のICT活用による共有等を支援するとともに、低コスト化や花粉症対策の推進のため、成長に優れた品質や花粉の少ない品種等を対象として、採種園等の造成・改良、コントナ苗の生産技術研修を支援するほか、花粉症対策苗木への植替えを促進

13億円  
(9億円)

うち施業集約化の  
加速化  
3億円（3億円）  
うち花粉発生源対  
策  
4億円（1億円）

【補正予算】  
18億円  
(地域材利用拡  
大緊急対策)

### ④ 新たな木材需要創出総合プロジェクト

- 中高層建築等に活用できるC LT・耐火部材など新たな製品・技術開発・普及の加速化、地域材の利用拡大を支援

12億円  
(14億円)

うちC LT・耐火  
部材等新たな製品  
・技術開発  
4億円（5億円）  
うち地域材利用促  
進  
9億円（10億円）

### ⑤ 木質バイオマスの利用拡大

- 木質バイオマスの利用促進を図るため、エネルギー利用拡大に向けた全国的な調査、相談窓口の設置、セルロースナノファイバー等のマテリアル利用の促進に向けた技術開発等を支援

(新たな木材需要  
創出プロジェクト  
で実施)

5億円  
(5億円)

### ⑥ 違法伐採対策の推進

- 違法伐採対策の体制整備に向け、関連情報の収集・蓄積を図るほか、合法木材の普及を促進

(新たな木材需要  
創出プロジェクト  
で実施)

0.4億円  
(0.3億円)

<p><b>⑦ 違法伐採緊急対策事業 [TPP 対策]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合法木材の利用促進や現地の違法伐採情報の収集等</li> </ul>	<b>【補正予算】 2 億円</b>
<p><b>⑧ 木材製品輸出特別支援事業 [TPP 対策]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな木材製品仕様の作成等を支援</li> </ul>	<b>【補正予算】 (輸出促進緊急 対策で実施) 1 億円</b>
<p><b>⑨ 森林・山村の多面的機能の発揮対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林・山村の多面的機能の発揮を図るため、地域における活動組織が実施する森林の保全管理や森林資源の利用等の取組を支援</li> </ul>	<b>25 億円 (25 億円)</b>
<p><b>⑩ 森林・林業人材育成対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>林業への就業前の青年に対する給付金の納付や、「緑の雇用」事業の拡充等による人材の育成を支援</li> </ul>	<b>【補正予算】 3 億円</b>
<p><b>⑪ 山村活性化支援交付金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山村の所得・雇用の増大に向け、薪炭・山菜など地域資源の活用等を図るための取組を支援</li> </ul>	<b>農山漁村振興交 付金で実施) 8 億円 (8 億円)</b>
<p><b>⑫ シカによる森林被害緊急対策事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>シカによる森林被害が深刻な地域において、国と自治体の広域的な連携の下、シカの計画的な捕獲・防除等を緊急的に支援</li> </ul>	<b>【補正予算】 1 億円 (シカ被害対策 緊急捕獲等事 業)</b>
<p><b>⑬ 森林整備事業〈公共〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国産材の安定供給体制を構築するとともに、地球温暖化を防止するための間伐等の森林施業や路網の整備を推進</li> </ul>	<b>1,203 億円 (1,203 億円)</b>
<p><b>⑭ 治山事業〈公共〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震・集中豪雨等に対する山地防災力の強化のため、荒廃山地の復旧・予防対策、津波に強い海岸防災林の保全等を推進</li> </ul>	<b>【補正予算】 49 億円</b>

## 平成28年度 国有林関連予算の概要

(単位：百万円)

区分	平成27年度 当初予算額	平成28年度 概算決定額	対前年度比	備考
<b>I 一般会計</b>				
【歳出】				
1 公共事業費				
(1) 森林整備事業費	[2,174] 65,717	[2,092] 65,717	[96.2] 100.0	
(2) 治山事業費	[1,977] 30,626	[3,565] 29,726	[180.3] 97.1	この他、国交省及び内閣府に3,375百万円（前年度3,489百万円を計上）
(3) 災害復旧事業費	[21,474] 4,304	[9,173] 4,701	[42.7] 109.2	
2 非公共事業費				
(1) 森林整備・保全費	1,366	1,321	96.7	
うち地域材の安定供給対策（関係分）	110	100	90.8	
シカによる森林被害緊急対策事業（関係分）	150	97	64.7	
苗木安定供給推進事業（関係分）	15	37	248.0	
(2) 国有林野産物等売扱及管理処分業務費	19,672	18,688	95.0	
うち 人件費	7,035	6,417	91.2	
事業費	9,221	8,876	96.3	
うち 木材供給事業費	5,503	5,703	103.6	
(3) 国有林野事業債務管理特会へ繰入れ	16,207	17,632	108.8	
①利子財源	6,987	6,022	86.2	
②借入金元本償還財源	9,220	11,609	125.9	

注) [ ] は、復旧・復興枠で外書き

## 《平成28年度国有林野関係予算》

(単位：百万円)

区分	平成27年度 当初予算額	平成28年度 概算決定額	対前年度比	備考
<b>【歳入】</b>				
1 国有林野事業収入	23,843	27,743	103.4	
うち林産物収入(分収育林収入含む)	23,667	23,939	101.1	
2 官行造林収入	234	259	110.8	
<b>II 国有林野事業債務管理特別会計</b>				
<b>【歳入】</b>				
1 一般会計より受入れ	16,207	17,632	108.8	
2 借換借入金	306,400	313,100	102.2	
<b>【歳出】</b>				
1 国債整理基金特別会計 へ繰入れ	322,607	330,732	102.5	

## 平成28年度の林野公共事業



## 厚生労働省が「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を策定

### ① 趣旨・目的

林業における労働災害は、チェーンソーに起因するものの割合が高く、林業における休業4日以上の労働災害の約2割を占めている。そして、被災部位としては、チエーンソーに起因する労働災害の約7割で下肢を被災している状況にある。また、死亡災害についてみると、伐倒方向が不適切であるなど、チエーンソー作業に関するものが約6割に達している。

このようない労働災害を防止するために、林業におけるチエーンソーを用いた伐木及び造材の作業（以下「伐木等作業」といふ。）において十分な安全衛生管理が必要不可欠である。本ガイドラインは、チエーンソーを用いた伐木等作業において、安全に作業を行うために着用すべき保護具、防護衣等（以下「保護具等」という。）について示すとともに、適切な伐木等作業方法を示すことにより、労働安全衛生法令及び平成21年7月10日付け基発第9号第1号「チエーンソー取扱い作業指針について」その他の通達と相俟つて、チエーンソーを用いた伐木等作業における労働災害の防止に資することを目的とする。

**② 適用範囲**  
本ガイドラインは、チエーンソーを用いた伐木及び造材作業に適用する。

### ③ 保護具等

伐木等作業における保護具等の選定に当たっては、防護性能が高いことはもちろんのこと、作業性が良く、視認性の高い目色合いのものであつて、人間工学に配慮した使いやすい機能を備えたものを選定すること。

（1）保護具の選定に当たっては、その種類に応じ、以下に掲げる事項に留意すること。

（2）防護衣 前面にソーチエーンによる損傷を防ぐ保護部材が入つておる、日本工業規格（以下「JIS」といふ。）T8125-2に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを使用すること。

（3）衣服 なお、既に刃が当たつて繊維が引き出されたものなど、保護性能が低下しているものは使用しないこと。

ア 衣服は、刃物、工具、用具、危険な動植物、枝条等と皮膚との接触を防ぐため皮膚の露出は避け、身体にあつた長袖の上衣及び長ズボンを着用すること。

イ 衣服の素材は、防水性と透湿性を備えた作業性の高いものを選定すること。

ウ 寒冷な環境において作業に従事するときは、防寒に配慮した肌着を着用すること。

（4）手袋 手袋及び防寒に役立つ厚手の手袋

を使用すること。

### 安全靴

つま先、足の甲部、足首及び下腿の側半分に、ソーチエーンによる損傷を防ぐ保護部材が入つていねるJIS T8125-3に適合する安全靴又は同等以上の性能を有するものを使用すること。

### 保護帽、保護網、保護眼鏡及び防音

ア 物体の飛来又は落下による危害並びに墜落による労働者の危険を防ぐため、保護帽を常に着用すること。保護帽は、保護帽の規格昭和50年労働省告示第66号に適合し、形式検定の標章が貼付されているものを選定すること。

イ 木片や医師の飛来から顔や眼を保護するため、保護網又は保護眼鏡等を使用すること。

ウ 騒音障害を防止するため、工ゾジンを掛けている時は、耳栓等を使用すること。

### ④ チエーンソーの取扱い方法等

#### （1）チエーンソーの選定

チエーンソーはできる限り軽量なものを選定し、大型のものは胸高直徑70センチメートル以上の立木の伐倒等やむを得ない場合に限つて使用すること。また、ガードバーの長さが、伐倒のため必要な限度を超えないものとすること。

（2）チエーンソーの始動方法

チエーンソーのエンジンを始動させるとときは、原則としてチエーンソーを地面に置き、保持して行つこと。

(3) チエーンソーの取扱いに当たつての  
基本的な姿勢

チエーンソーの使用に当たつては、前ハンドルと後ハンドルに親指を回して確実に保持し、振動や重さによる身体への負荷を軽減するため、チエーンソーを身体の一部及び原木で支えること。

なお、チエーンソーを肩より高く上げて作業しないこと。

(4) チエーンソー作業時の立入禁止

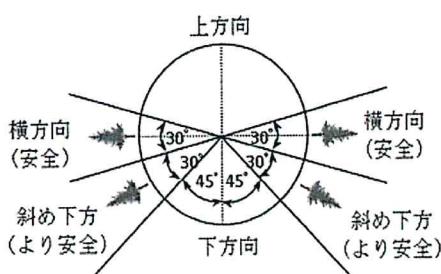
チエーンソーを用いた作業を行っている労働者の周辺に他の労働者を立ち入らせず、常に安全な距離を確保すること。なお、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号第481条に基づき、伐倒木等が転落し、又は滑るといったよる危険を生ずるおそれのあるといひには、労働者を立ち入らせないこと。

伐木作業

(1) 作業に必要な安全衛生教育

チエーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務については労働安全衛生規則第36条第8号又は第8号の2で定める危険又は有害な業務に該当するため、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条第3項に基づき、事業者は当該業務につかせる労働者に対して特別の教育を行わなければならぬこと。なお、チエーンソー作業に従事する労働者に対しては、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針

図1 安全な伐倒方向



(平成元年5月22日付)安全衛生教育指針(公示第一号)の別表14で定めるチエーノーを用いて行つ伐木等の業務従事者安全衛生教育を5年ごとに実施する」と。

(2) **作業前準備**

ア 林道、歩道等の通行路及び周囲の作業者の位置、地形、転石、風向、風速等を確認すること。

イ 立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落としそうな枯れ枝の有無等を確認すること。

ウ 安全な伐倒方向を確認すること。

なお、伐倒方向は、斜面の下方向に対し、45度から105度までの方向を原則として、このうち45度から75度までの間の斜め方向が望ましいこと。(図1参照)

(3) 工事等に伴う立入禁止区域及び退避作業による危険が生ずる可能性のある立木、枝、枯損木等について取り除くことが望ましいこと。

ウ 第1号に基づき、事業者は、伐倒者以外が立ち入りることを禁止し、隣接して伐倒作業を行う場合においても樹高の5倍の区域内に他の作業者を立ち入らせないと。労働安全衛生規則第477条第1項

イ 第1号に基づき、事業者は、それぞれの立木について、伐倒者に、伐倒前に伐倒方向の反対側の木の陰などでの待避場所及び退避ルートを選定させること。なお、退避ルート上に灌木、枝条等の退避の障害になるものがある場合にはあらかじめ取り除いておくこと。

エ 労働安全衛生規則第479条第2項に基づき、事業者は、伐倒者に伐倒に当たつて伐倒の合図をさせ、伐倒者以外の作業者の退避を確認した後でなければ、伐倒させてはならないこと。伐倒者は、追い口が浮き始めた\*後、伐倒方向を確認した後、直ちに退避すること。

(4) **基本的伐倒作業**

ア 伐倒作業は、正しい受け口切り及び追い口切りによつて、つるを正しく残し、2個以上の同一形状のくさびを使用して行うことを原則とすること。

イ 受け口切り（図2参照）

イ一と。以下の手順により受け口を切る

(ア) 必要に応じ、根張りを取り取る。ただし、空洞木、腐朽木、傾き木等については切り取らないこと。

(イ) 受け口の下切りの深さが伐根直徑の1/4以上となるように水平に切ること。なお、胸高直徑が20センチメートル以上の立木の場合は、1/3以上となるようにすること。

(ウ) 受け口の斜め切りは、下切りに対して30度から45度までの角度で行うこと。このとき、下切り及び斜め切りの終わりの部分を一致させること。

(オ) 上げることによって受け口の角度が一致する。追い口切りを行うこともできること。

(ア) その際、下切りを斜めに切り上げることによって受け口の角度をより広くとなることは問題がないこと。

(ウ) 追い口切り（図2参照）

追い口切りは、受け口の高さの下から2/3程度の位置と水平に切り込むこと。

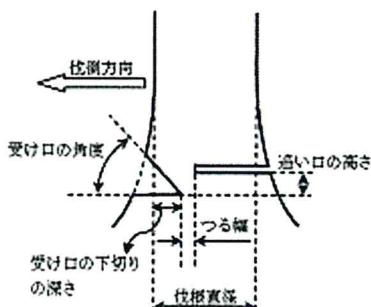


図2 伐倒作業に係る寸法

(オ) くさびの打ち込み（図3参照）

(ア) くさびは、この道の確保及び倒方向を確実なものとする」と伐倒方向を用いるものである」と。追い口切りにおけるこの道の確保のため、薄いくさびを使用すること。

(ウ) その後、切り幅の進行を確保し、重心を移動させるための厚いくさびを使用すること。

上記によりくさびを複数同時に使用する場合は同一形状かつ同じ厚さのものを組にして使用すること。

(オ) 打ち込み時のずれ及び凍結時の抜け防止のため、表面を滑りにくくすること。

(イ) 追い口切りの深さは、つる幅に一致する。伐根直徑の1/10程度となるようがにし、切り込みすぎないこと。

くさびの打ち込み位置の例

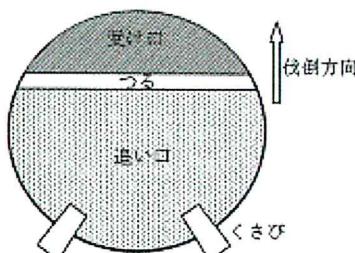


図3 くさびの打ち込み位置の例

(5) **伐倒及び退避**

ア 伐倒及び退避

(ア) くさびを用いる場合は、追い口切りとくさびの打ち込みを交互に行い、最後は必ずくさびを打ち込むことによつて、伐倒すること。追い口切りにおけるこの道の確保のため、薄いくさびを使用すること。

(イ) 始めたら、直ちに退避する。よつて、伐倒すること。

(ウ) くさびは、立木の大きさに応じて本数を増やすこと。

(ア) 偏心の程度が著しい立木又は裂けやすい木では、以下の手順による追いづる切るが安全に伐倒する方法として有効であること。

(6)

かかり木  
かかり木が生じた場合には、平成14年3月28日付け基安安発第0328001号「かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」

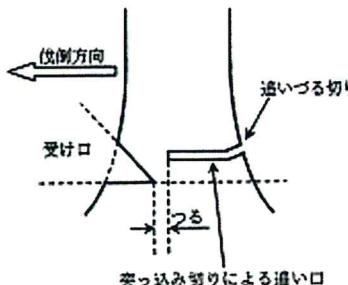


図4 追いづる切り

イ ア 受け口を切ること。  
ウ 受け口を切ること。突つ込み切りにより側面からチーンソーを水平に深く入れること。突つ込み切りの際には、チーンソーのバーバックするおそれがあることに留意する」と。  
エ 最後に追いづるを切ることにより、伐倒すれど。

チーンソーで水平切りを行い、一方で、受け口の反対側となる幹の部分を追づぶこととして残しておぐこと。

ウ 先端部上側が立木に触れるとキックするおそれがあることに留意する」と。

チーンソーで水平切りを行い、一方で、受け口の反対側となる幹の部分を追づぶこととして残しておぐこと。

(6)

### 造材作業に伴う基本的な安全確保 対策

の策定について示した方法により、安全に処理をめぐらすこと。

ア 造材作業においては、本ガイドライン3及び4とともに、以下の事項に留意することが必要である」と。

#### (1) 造材作業に伴う基本的な安全確保

#### (2) 枝払い作業

#### (3) 玉切作業

イ 作業の支障となる灌木などは、あらかじめ取り除いておくこと。  
ウ 原木の転動に注意し、必ず斜面の上部で作業を行うこと。  
エ 足を原木やチーンソーの下に入れないこと。

ア 原木の安定を確認の上、足場を確保してから作業に着手すること。

イ 伐採現場での作業が困難な場合は、集材作業で材を動かしてから枝払いを行うこと。  
ウ 原則として、元口の山側に立ち、先端に向かって枝払い作業を行うこと。

工 枝の付け根にチーンソーを当てるときには、原木は、の「臼を入れる等により反発力を弱めておくこと。

オ 枝は、原則として、ガイドバーの根元の部分で払うこと。  
カ 転倒、転落のおそれがあるので、原木の上で枝払い作業を行わないこと。

キ 移動する前に、チーンの静止を確認すること。  
ク 支え枝については、原木の安定を確かめて切り払うこと。  
ケ 長い枝については、切断時の枝の跳ね返り等の防止のため、二度に分けて切る等注意すること。  
コ 同時に一人以上で同一の原木の枝払いをしないこと。

エ 枝の付け根にチーンソーを当てるときには、原木は、の「臼を入れる等により反発力を弱めておくこと。

オ 枝は、原則として、ガイドバーの根元の部分で払うこと。  
カ 転倒、転落のおそれがあるので、原木の上で枝払い作業を行わないこと。

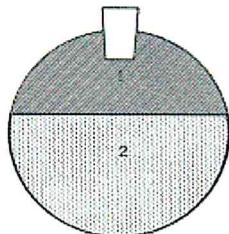
キ 移動する前に、チーンの静止を確認すること。  
ク 支え枝については、原木の安定を確かめて切り払うこと。  
ケ 長い枝については、切断時の枝の跳ね返り等の防止のため、二度に分けて切る等注意すること。  
コ 同時に一人以上で同一の原木の枝払いをしないこと。

エ 玉切り作業は、必ず斜面上部に立て行うこと。  
イ 玉切りした原木が動くおそれがある場合は、安定するまで転がす又はくい止めを行って安定させた後、玉切りを行うこと。  
ウ 玉切りの際はガイドバーの挟まれ防止のため、くさびを打つこと。(図5参照)

エ 片持ちの原木の玉切りは、原木の下部1/3をガイドバーの背で切り上げ、次に上部を切り下げて玉切りを行うこと。このとき、必要に応じ支柱の設置等の方法を取り原木が

裂けないように」とする」と。橋状の原木の玉切りは、次に原木の上部を半分切り下げる、くさびを打つたのち下部を切り下げること。片持ちの原木、橋状の原木などで、その場所で玉切りをすることが困難な場合には、集材後に玉切りをする」と。同時に二人以上で同一の原木の玉切りをしないこと。

## 図5玉切りの手順とくさびの位置



【参考:諸外国で活用されている伐倒方法】

## オリエンテーションカット

(平地又は緩傾斜地の胸高直径 20 センチメートル以上の立木向け)

オリエンテーションカットは、胸高直径20センチメートル以上の伐倒作業の安全性を向上させるため、以下の手順により、伐倒方向づけ（オリエンテーション）を確実にすることを目的とした技術である。しかし、急峻な斜面では危険性が高くなることに留意する必要がある。また、胸高直径40センチメートル以上の立木、斜面部の立木、広葉樹等は、裂け、芯抜けにより伐倒方向が変化しやすいので、芯切りや、追いづる切りで伐倒すること。

- 1 水平面より30度から45度の角度で、受け口の斜め切りを行う。
  - 2 伐根直径の1/4以上の深さで受け口の下切りを行う。このとき、下切りの終わりの部分と斜め切りの終わりの部分を一致させること。
  - 3 受け口の斜め切りと下切りが作る直線の垂直方向が伐倒方向となるので、折尺等により伐倒方向を確認する。
  - 4 伐倒方向をより性格にするため、幹両側の側面を受け口の下切りよりやや低いところまで切り取る。ただし、空洞木、腐朽木は、突然の倒木や追い切り中の割れなどの原因となるので、切り取らないこと。
  - 5 切り取った側面に木材チョーク等によりつる幅と高さの目印をつける。
  - 6 追い口を、受け口の高さの下から2/3程度の高さで水平に切る。このとき、つる幅が伐根直径の1/10程度となるようにし、切り込みすぎないこと。
  - 7 追い口を切り進んだところで、必要に応じて、のこ道の確保のためくさびを打ち込む。その後、追い口切りとくさびの打ち込みを状況に応じて交互に行う。
  - 8 追い口を切り、つるを残したところで、伐倒のためのくさびを打ち込み、伐倒する。

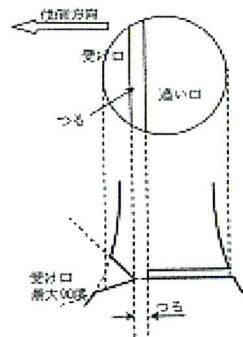
## オープンフェイスノッチカット

(胸高直径 20 センチメートル未満の立木に限る)

オープンフェイスノッチカットは、胸高直径 20 センチメートル未満の立木の伐倒時に人が押すことにより倒木方向を適切なものとすることを目的とした技術であり、かかり木や跳ね返りの可能性が低いことが特徴であること。

オープンフェイスノッチカットによる伐倒の手順は以下のとおりであること。（下図参照）

- 1 伐倒着手前に、伐倒者の頭の高さ程度まで枝払いを行う。
- 2 伐根直径の  $1/4$  以上の深さを下回らないよう受け口を切る。このとき、受け口の角度は 70 度から 90 度が望ましいこと。
- 3 受け口切り高と同じ高さで追い口を切る。
- 4 つる幅を伐根直径の  $1/10$  程度とする。
- 5 追い口を切り終えたら、木を手で受け口の方向に押し倒す。



### 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の留意事項

- ① 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、安全に関する基本的な事項についてとりまとめたものであること。
- ② 伐倒方法、造材方法には、ガイドラインで触れたもの以外に多様な方法があるが、作業者の技能、経験等、伐木現場の状況等を踏まえ、最適な方法を選択すべきであること。
- ③ 防護ズボンについては JIS T8125-2 「手持ちチェーンソー使用者のための防護服 第2部：脚部防護服の試験方法及び要求性能」を引用しているが、ISO規格及びEN規格については、JIS規格とほぼ同等と考えられるため、これらの規格に適合する製品を使用する場合はガイドラインに適合するものと認められること。
- ④ 保護具として防護ズボンを推奨しているものであること。チャップス（前掛け）の使用は作業の安全性を高めるものであるが、これはガイドラインに適合しているとは認められないこと。
- ⑤ 履物としては安全靴を推奨しているものであること。なお、つま先、足の甲部、足首、及び下腿の前半部分にチェーンソーによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、JIS T8125-3 「手持ちチェーンソー使用者のための防護服 第3部：履物試験方法」と同等以上と認められる場合は、地下足袋型であってもガイドラインに適合するものとみとめられること。また、下肢の前半部分が履物によって防護されない場合、すね当てを使用することが望ましいこと。
- ⑥ 伐倒方向は、通常、安全とされる方法を示したものであり、原則としてガイドラインむのとおり伐倒することが望ましいが、あらゆる状況に一律に適合できるものではないこと。また、状況によっては上方に伐倒することがあるが、これはガイドラインの枠を超える高度な技術であること。
- ⑦ 伐倒作業において伐倒者以外は立入禁止とする範囲を樹高の 2 倍としたのは、諸外国の基準を踏まえ設定したものであること。
- ⑧ 受け口の深さは、胸高直径により伐根直径の  $1/4$  以上又は  $1/3$  以上としているが、その上限は樹種や生育の状況により様々であるので一律に示すことが困難であること。立木の安定性を損なうことのないよう、切りすぎず、かつ、ガイドラインに示した深さを下回らないようにすることが必要である。
- ⑨ 追いづる切りは、突っ込み切りを行う際にチェーンソーのバー先端上部が立木に触れてキックバックするおそれがあるので、チェーンソー作業の習熟の程度が十分でない者は行わないこと。

【関東森林管理局関係】二月一日付け

関東森林管理局

▽森林管理局  
四月一日付け

森林管理局  
総務企画部  
〃  
次長（東京事務所長）  
専門官（債権管理担当）  
専門官（契約適正化担当）

十一圖  
監查會（經常）

治山技術專門官

金匱要略 卷之三

森林整備部 部長

監査官（森林除染担当）

企画官（方林壽編文集）

技術普及課長

資源活用課 課長補佐

市山鈴森渡本北石松高池澤伊水番平  
村田木田邊田野橋本平田井庭野場野  
詠雅 隆 和恭岳咲健 良和拓均  
司人修浩修幸行志江二修一幸郎誠郎

漆原勝彦

▽ 森林管理署等  
福島森林管理署  
白河支署

南会津支署

磐城森林管理署  
棚倉森林管理署  
日光森林管理署

鹽那森林管理署

111

111

中越森林管理署

下趟森林管理署

上越森林管理署  
上村支署

林伊稻吉井秋山小萩市吉高古樋中松吉原藤安浪増小渡川出高今井高五古  
與  
部垣川上岡本川原川田橋澤 村田江田田嶋岡子林辺原川橋坂上橋嵐張  
直智 修陽泰靖 久正和茂 一昌朋 英秀保誠重直 敬昌典 敏和道  
樹行浩徹三郎生志厚志義康昌勅美博子暢夫一男一善也聰文明久堅明人朗

❖ 協会の主な動き ❖

【6月～7月予定】

6月2日	前林協 第1回理事会
6月8日	前林協 安全祈願祭（前橋總社神社）
"	前林協 第17回通常総会（前橋市）
未定	群馬県技士会総会（前橋市）
"	奥久慈林業協同組合安全大会（棚倉町）
"	いしかわ林業協同組合・有限会社大須賀林業・白栄林業企業組合合同安全衛生大会（石川町）
"	磐城林業協同組合安全大会（いわき市）

1月4日	仕事始め
1月8日	C P D 認定 森林林業中央研修会（東京都）
1月27日	前林協 情報交換会（前橋市）
2月8日	群馬県山林種苗綠化協同組合通常総会（前橋市）
2月16日	関東森林管理局新局長あいさつ（前橋市）

△△ 今後の予定 △△

【5月予定】

5月19日	全国国有林造林生産業連絡協議会定期大会（東京都）
5月28日	第70回群馬県植樹祭（川場村）
未定	甘楽林業協業組合通常総会
"	磐城林業協同組合第18回通常総会
"	奥久慈林業協同組合第17回通常総会
"	大間々林業協同組合第34回通常総会
"	沼田森林業協同組合第43回通常総会

○○ 編集後記 ○○

林業の担い手となる若者にとって魅力ある職場にするためには、労働災害の無い安全な明るい職場にすることが不可欠です。

会員の皆様には、自分の職場では決して労働災害による犠牲者を出さないという強い決意のもと、安全衛生活動を今一度総点検し、今年もゼロ災を達成するよう引き続きよろしくお願い致します。

6月8日の平成28年度前林協第17回通常総会には、多くの会員の皆様方にご出席いただけますよう心からお待ちしております。

